

みどり市地域おこし協力隊募集要項 (林業振興に関する活動)

みどり市は、群馬県東部に位置し、桐生市や栃木県日光市など、群馬、栃木両県の7市と接しています。東京から100km圏内の地域もあり、浅草から電車1本、約2時間で来ることができる比較的首都圏に近いまちです。

令和8年8月現在、みどり市では6名の地域おこし協力隊が、農林業・移住定住支援といった分野で活動しています。

みどり市は、南北に長く、北部の東町は、面積の約93%を森林が占める、自然豊かな地域です。急峻な山嶺に囲まれ、町の中央を流れる「渡良瀬川」に沿うように集落が形成されています。中部の大間々町は、古くから栄えた地域で、ノスタルジックな街道・宿場の面影が残る伝統的な町で、酒蔵や醤油蔵などが点在するレトロな雰囲気があります。南部の笠懸町は、住宅地や商業施設が密集し、周辺へのアクセスが良く生活しやすい地域です。

しかし、近年の急速な社会のデジタル化に伴う情報格差、高齢化や若年層の流出による人口減少が進み、地域を支える担い手が不足し、地域産業はもとより、集落機能を維持することが困難な状況になることが懸念されています。

そこで、地域の新しい担い手として、地域外から意欲ある方を受け入れ、みどり市の地域力の強化及び地域の活性化を図るため、地域おこし協力隊を募集します。



～ みどり市の紹介 ～

●誕生 平成18年3月27日

新田郡笠懸町、山田郡大間々町、勢多郡東村が合併し、県内12番目の市となる

●人口 48,036人（男：23,759人、女：24,277人） ※令和8年7月末日現在

●面積 208.42平方キロメートル

●交通 東京から自動車や鉄道を利用して約2時間～2時間30分

（道路：南北に国道122号、東西に国道50号、高速ICも近い）

（鉄道：浅草とつなぐ東武鉄道桐生線、トロコ列車が人気のわたらせ渓谷鐵道）

●子育て ・7ヶ月健診時にみどり市産材で制作した積み木贈呈

・乳児おむつ用品購入支援

令和6年4月1日以降に生まれ、1歳の誕生日の属する月末までの乳児

・紙おむつ券給付

令和6年3月31日までに出生した、第3子以降の乳児が対象です。（満2歳まで）

・第1子からの保育料及び給食費の無料

・18歳まで医療費（入院・通院とも）及び市内小中学校の給食費が無料

・わたらせ渓谷鐵道を利用する高校生等への通学費補助（東町のみ）

1. 活動内容

(1) 林業振興に関する活動

みどり市は、市の面積の8割を森林が占めており、特に、北部の東町では、面積の約93%を占める豊かな森林を活かした林業が地域産業として発展してきました。

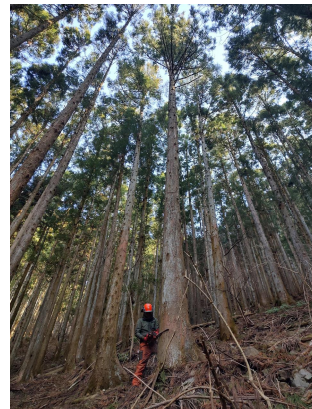
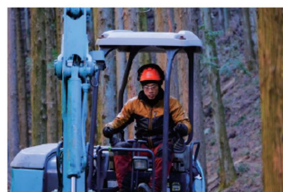
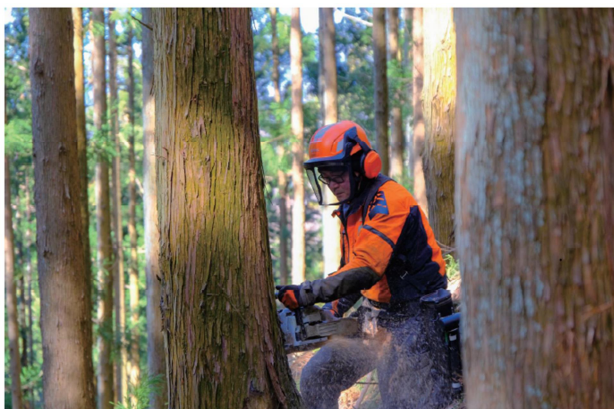
地元の森林組合では、地域材を買い取り、集成材の原材料となるラミナ材に製材しています。また、製材時に出る端材を利用した取り組みとして、製紙の原料となるチップやバイオマス燃料の木質ペレット加工といった事業を行っています。

そのほかに、民間事業者が開設した年間約10万本の生産能力を有する「わたらせ樹木育苗センター」では、カラマツのコンテナ苗を生産するなど、森林資源の有効活用、林業活性化を図る取組を行っています。

その一方で、近年では、林業従事者の高齢化や担い手不足等により、林業離れや手入れの行き届いていない森林の増加が懸念されています。また、シカやクマ等の野生鳥獣による食害や剥皮被害が深刻となっており、経済的損失、倒木等による災害の発生、森林所有者の意欲低下が懸念されています。

こうしたことから、林業の振興に取り組む意欲のある方を募集し、地元林業家の指導のもとで林業技術の習得を目指すことができる環境づくりなど、林業分野における支援活動を行い、地域産業である林業の担い手の育成に取り組むこととしています。

- ・ 地元林業家のもとで林業技術の習得（作業道作設、間伐、造材、搬出、運搬等）
- ・ 市の所有する山林において、他の地域おこし協力隊員とともに実地研修
- ・ 林業に必要な各種資格の習得（林業機械の操縦に必要な免許の取得や安全講習の受講等）
- ・ 有害鳥獣害対策（有害鳥獣の駆除、捕獲隊・猟友会活動への参加、効果的な対策の考案）
- ・ 「木の駅」における間伐材等の受け入れや薪づくり
- ・ その他、林業振興に関する業務



(2) 協力隊が共通して取り組む活動

上記の主な活動の他に、次のような活動にも取り組んでいただきます。

- ・ 協力隊員同士の連携・協働
- ・ イベント等地域活動への参加
- ・ 会議、研修会等への参加（国・県などが主催する研修会等）
- ・ 任期終了後の定住、起業・事業承継のための基盤づくり（準備作業）
- ・ その他、市が必要とする業務・活動（市の取り組みやイベントの運営支援等）

2. 募集人数

1 名

3. 募集対象

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日現在で 18 歳以上の方
- (2) 生活の拠点を都市地域等からみどり市東町に移し、住民票を異動できる方
(※地域要件の詳細は、地域要件確認表を確認又はお問い合わせください。)
- (3) 心身ともに健康で行政や地域住民との良好なコミュニケーションが図れ、地域おこし活動に意欲と情熱を持ち積極的に活動できる方。地域活動（イベント等）に積極的に参加できる方。
- (4) 地域おこし協力隊の活動終了後、みどり市において起業・就業して定住する意欲のある方
- (5) 普通自動車運転免許を所持し、実際に運転できる方
- (6) パソコンの基本的な操作（ワード、エクセル、メール等）ができる方
- (7) 市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 地方公務員法第 16 条に規定する欠格事項に該当しない方

4. 活動地域

みどり市東町内

5. 勤務日・勤務時間

- (1) 勤務日 原則、月曜日から金曜日までの週 5 日間とします。
ただし、活動内容により休日勤務（土・日・祝日）もあります。
- (2) 勤務時間 週 35 時間とします。

6. 任用形態・任用期間

- (1) 任用形態 みどり市の会計年度任用職員（パートタイム）として任用します。
- (2) 任用期間 任用日から令和9年3月31日までとします。
活動実績に基づき、再度任用する場合があります（最長3年間）。
- (3) 副 業 活動に支障のない範囲内で、副業を認めます。ただし、定住に向けた基盤づくりのために必要な活動に限ります（事前に届け出が必要です）。

7. 報酬

月額 291,000 円（所得税や社会保険料等の本人負担分が控除されます。）

※賞与や時間外勤務手当等の支給はありません。

8. 待遇・福利厚生

- (1) 健康保険・厚生年金・雇用保険に加入します。
- (2) 活動中の災害、負傷、疾患は、労働災害補償の適用を受けます。
- (3) 年間 10 日の年次有給休暇（任用期間が 6 ヶ月以上ある場合）、5 日の夏季休暇（6 月～10 月）、その他特別休暇があります。
- (4) 住居は、市の所有する住宅等を紹介します。なお、活動期間中の家賃は全額補助します。
※引っ越しにかかる費用、生活備品、光熱水費等の経費は個人負担となります。
- (5) 日常生活及び活動に使用する車両は自家用車等をご用意ください（日常生活において、自家用車等の移動手段は必要不可欠です）。活動経費（以下「9」参照）内で借上げ料として月額 30,000 円（燃料代含む）を支給します。

9. 活動経費

活動経費は、年間 1,500,000 円を限度として、以下に記載する経費に対して交付要綱に基づき補助します。

ただし、任用日が年度途中の場合は、活動月数に 125,000 円を乗じた額とします。

- (1) 住居及び駐車場の賃借料（全額補助）
- (2) 活動車両の賃借料（月額 30,000 円 ※燃料代含む）
- (3) 活動旅費（みどり市職員等の旅費に関する条例に規定する額）
- (4) 活動に必要な備品・消耗品費
- (5) 資機材等の使用料及び賃借料
- (6) 通信費、印刷費、広告費等の事務費
- (7) 研修の受講や資格取得等に要する経費
- (8) 定住のための環境整備に要する経費
- (9) その他、活動に必要と認められる経費

（実費相当額）

10. 起業・事業承継経費

地域おこし協力隊の任期終了日の前1年以内又は任期満了後1年以内にみどり市内で起業又は事業を引き継ぐ場合において、以下に記載する経費に対して交付要綱に基づき1,000,000円を限度として補助します。

- (1) 設備費及び備品費
- (2) 土地及び建物賃借料
- (3) 法人登記に要する費用
- (4) 知的財産権の登録に要する経費
- (5) マーケティングに要する経費
- (6) 技術指導の受入れに要する経費
- (7) その他、起業等に必要と認められる経費

11. 定住支援

地域おこし協力隊の任期終了後の定住促進及び地域活性化を目的として「定住支援補助金」を交付します。

- (1) 交付対象 隊員として2年以上活動し、任期終了後も引き続きみどり市内に居住する者
- (2) 補助金額 月額50,000円
※2年目以降は所得要件あり（前年所得が150万円未満の場合に限り交付）
- (3) 補助期間 任期終了後、最大3年間

12. 応募手続き

- (1) 応募方法 提出書類を下記応募先まで「郵送」してください。
- (2) 応募期間 令和8年9月4日(金)～令和9年1月6日(水)
- (3) 提出書類（提出された書類は返却しません。）
 - ・ 応募用紙
 - ・ 住民票抄本の原本（応募者本人の住所・氏名・生年月日・性別が記載されたもの）
※本籍・筆頭者、世帯主・続柄・マイナンバー等の記載は不要です。
 - ・ 自動車運転免許証の写し

13. 選考方法

- (1) 第1次選考（書類選考）
書類選考の上、結果を文書又はメールで通知します。
- (2) 第2次選考（面接）
第1次選考の合格者を対象に、みどり市役所において面接を行います。

日時や会場等は、第1次選考結果を通知する際に調整します。

※第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は、個人負担となります。

(3) 最終選考結果

第2次選考結果（最終）は、選考終了後に文書で通知します。

※住民票の異動は、必ず任用日以降に行ってください。

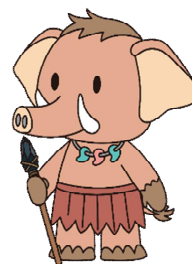
14. 応募・問い合わせ先

〒376-0397 群馬県みどり市東町花輪 205 番地 2

みどり市 東支所東市民生活課 振興係

TEL：0277-76-0984（直通） FAX：0277-97-2221

E-mail：minsei-a@city.midori.gunma.jp



みどり市マスコットキャラクター

『みどモス』

～ みどり市では6名の隊員が活躍中です ～



隊員の活動情報は、以下の SNS からご覧ください。

・みどり市 HP ・ X(旧 Twitter) ・ Facebook ・ Instagram

